

下関市立大学特任教員選考規程

平成 19 年 5 月 30 日

規 程 第 95 号

改正 平成 19 年 12 月 28 日規程第 117 号
平成 20 年 1 月 31 日規程第 3 号
平成 22 年 12 月 20 日規程第 35 号
平成 25 年 9 月 27 日規程第 16 号
平成 27 年 3 月 26 日規程第 48 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 選考の基準（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 採用の手続（第 5 条―第 11 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款第 23 条第 3 号及び第 4 号に基づき、下関市立大学に勤務する特任教員の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において特任教員とは、法人との契約により次の各号に掲げる科目及び当該科目に関する業務を担当する講師として雇用され、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則が適用される者をいう。

- (1) 外国語
- (2) 日本語
- (3) 地域貢献に関する科目
- (4) キャリア教育に関する科目

第 2 章 選考の基準

（基本方針）

第 3 条 特任教員は下関市立大学において当該科目等を担当するに足る高度の専門的学識及び技能を有する者でなければならない。

（選考）

第 4 条 特任教員の選考は、人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績、学界及び社会における活動並びに健康等について行うものとする。

- 2 第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する科目等を担当する特任教員は、前項に定めるところに従い、下関市立大学教員選考規程第 6 条に定める下関市立大学の専任の講師となる資格を有する者の中から選考する。

第3章 採用の手続

(審査委員会の設置)

第5条 学長は、教授会に対し、特任教員の採用の審査を行うためその都度審査委員会を設置する。

(審査委員会の組織)

第6条 審査委員会は、各学科会議等から選出された委員5名をもって組織する。

2 審査委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選によるものとする。

3 委員長は審査委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

5 その他審査委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会の意見聴取)

第7条 審査委員会は、採用の審査を行い、その経過及び結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の報告を受け、採用の候補者の教育研究業績等の審査結果の妥当性について教授会に対し意見を求める。

3 教授会は、前項の規定による学長の求めを受けたときは、審査結果の妥当性について投票を行う。この場合教授会は構成員の3分の2以上の出席がなければ投票を行うことができない。

4 前項に定める投票において審査結果を妥当とするためには、教授会において出席者の3分の2以上の票を得なければならない。

5 前2項の規定による投票は、単記無記名とする。

(再任の提案)

第8条 学長は、特任教員を継続して採用しようとする場合においては、前3条の規定にかかわらず、審査委員会に代わって公立大学法人下関市立大学教員人事評価委員会に当該特任教員の業績等の審査を行わせ、同委員会から審査の経過及び結果の報告を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告を受け、継続して採用しようとする者の業績等の審査結果の妥当性について教授会に対し意見を求める。

3 前項の審査結果を妥当とするためには、構成員の3分の2以上が出席した教授会において出席者の過半数の票を得なければならない。

(協定校からの推薦に基づく採用及び教授会の意見聴取)

第9条 学長は、協定校から推薦された教員を採用する場合においては、第5条から前条までの規定にかかわらず、下関市立大学国際交流委員会に採用しようとする者の業績等に関する審査を行わせ、同委員会から審査の経過及び結果の報告を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告を受け、採用しようとする者の業績等の審査結果の妥当性について教授会に対し意見を求める。

3 前項の審査結果を妥当とするためには、構成員の過半数が出席した教授会において出席者の過半数の賛成を得なければならない。

(任用)

第10条 学長は、第7条第2項、第8条第2項又は前項第2項の規定に基づく教授会の意見を聴いて、任用について判断し、適当と認めるときは、当該採用について教育研究審議会に審議を求める。

2 学長は、前項の規定に基づく審議の結果、承認されたときは、理事長に当該任用を申し出る。

3 理事長は、前項の規定による学長からの申出がなされたときは、当該任用を行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、特任教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年5月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年4月1日に任用する特任教員については、第5条から第8条までの規定にかかわらず、教授会が平成18年度に行った選考に基づいて学長が申し出て、理事長が任用する。

附 則（平成19年12月28日規程第117号）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日規程第3号）

この規程は、平成20年1月31日から施行する。

附 則（平成22年12月20日規程第35号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月27日規程第16号）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第48号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。